

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、新潟県知事から上越都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり認可されたので施行する。

令和6年3月28日

上越市長 中川 幹 太

1 都市計画事業の種類及び名称

上越都市計画下水道事業 上越市公共下水道（上越処理区）

2 施行者の名称

上越市

3 事務所の所在地

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市都市整備部下水道建設課

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和54年新潟県告示第3017号、昭和59年新潟県告示第950号、平成4年新潟県告示第1032号、平成6年新潟県告示第483号、平成7年新潟県告示第517号、平成10年新潟県告示第1165号、平成14年新潟県告示第701号、平成17年新潟県告示第1891号、平成19年新潟県告示第652号、平成21年新潟県告示第686号、平成22年新潟県告示第566号、平成26年新潟県告示第499号、平成29年新潟県告示第364号、平成30年新潟県告示第394号、令和2年新潟県告示第280号、令和3年新潟県告示第1166号の事業地から大字大道福田字曾里山の全部、字中小割の全部及び字西小割の全部並びに大字藤野新田字上長池の一部、字下長池の一部、字屋敷付の一部、字大割の全部、字古屋敷の全部及び字当新田の全部を削る

5 事業施行期間

自 昭和54年12月21日

至 令和13年3月31日